５　施策の展開

施策目標Ⅰ　いきいきと自分らしく健やかに暮らせるまちづくり

施策の方向性１　介護予防の推進

【目指すべき姿】

・高齢者の健康で自立した生活期間の延長

・要介護認定者数の抑制、重度化予防による医療・介護保険給付の適正化

【方向性】

多様なサービスの提供を継続するとともに、既存事業の継続・拡充に加え、多様な主体との連携、新たな拠点の活用、そして地域住民や活動団体に対する介護予防事業や健康づくり事業などを通じて、より包括的かつ効果的な施策展開を目指します。

施策１　介護予防・生活支援サービスの提供

（１）訪問型サービスの提供

「訪問介護従前相当サービス」、「訪問型サービス・活動A」、「訪問型サービス・活動C」の充実を図ります。

介護事業者のみならず、地域住民やボランティア団体などが主体となり、自宅を訪問してサービスを提供する「訪問型サービス・活動B」や「訪問型サービス・活動D」の実施を検討します。

（２）通所型サービスの提供

「通所介護従前相当サービス」、「通所型サービス・活動A」、「通所型サービス・活動C」の充実を図ります。

介護事業者のみならず、地域住民やボランティア団体などが主体で運営する通いの場などでサービスを提供する「通所型サービス・活動B」の実施を検討します。

（３）リハビリテーションサービスの提供体制の構築

高齢者の生活機能の維持・向上を図り、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要であることから、関係機関等と連携してサービス提供体制の構築に努めます。

施策２　一般介護予防事業の提供

（１）体操教室等の実施

フレイル予防のための体操教室や健康講座等を実施します。また、申込み希望者が多い会場での受け入れ体制の整備や、新たな会場の確保に努めます。

（２）地域介護予防活動の支援

地域住民が主体となって行う介護予防活動に対し、必要に応じて、保健師、看護師、栄養士などを派遣し、体操や食事に関する健康講座を実施します。また、地域包括支援センター等と連携し、活動団体への周知を進めます。

（３）リハビリテーションサービスの提供体制の構築【再掲】

高齢者の生活機能の維持・向上を図り、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要であることから、関係機関等と連携してサービス提供体制の構築に努めます。

（４）地域リハビリテーション活動の支援

リハビリテーション専門職と協働し、地域住民の通いの場における介護予防活動を支援するとともに、活動の継続と活性化に向けて支援します。

地域包括支援センター等と連携し、活動団体への情報提供を実施します。

（５）介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の把握と活用の検討

民間企業や空き家の活用など、関係部署との連携を図り、市内各地域で幅広く介護予防の拠点ができるよう、地域資源マップを活用しながら、新たな地域の拠点機能の把握と活用に努めます。

（６）一般介護予防事業と他の事業等との連携の推進

アンケート調査や、地域ケア会議、生活支援体制整備事業などから捉えた地域課題を踏まえて、一般介護予防事業の企画を進めます。

施策の方向性２　健康づくりの推進

【目指すべき姿】

・疾病の発症予防・重症化予防

・健康増進による活力向上

【方向性】

各種保健事業や健康相談、健康教育事業を実施し、高齢者の更なる健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸を図ります。

施策３　健康づくり事業の推進

（１）保健事業の実施

生活習慣病の予防や疾病の早期発見のための健康診査や人間ドック検診の実施、重症化予防などの事業を実施します。また、健康診査等の受診率向上に向けた取組を行います。

（２）健康相談の実施

身体や心の健康などに関する相談を電話、来所等で実施します。

（３）健康教育事業の実施

生活習慣病予防、歯周疾患予防、骨祖しょう症予防等、各種健康教育事業を実施します。

施策４　保健事業と介護予防の一体的実施の推進

（１）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

後期高齢者の医療、健診、介護レセプトデータ等を用いて、地域の健康課題の分析や訪問を必要とする対象者等を把握し、関係機関と共有を行います。

高齢者が集う通いの場等でフレイル予防の普及啓発や健康教育・健康相談を実施します。

それぞれの部門が実施している事業を他の部門の事業と関連付け、共に実施できる体制の構築を検討します。

施策の方向性３　生きがいづくり・社会参加の推進

【目指すべき姿】

・高齢者の生きがい、やりがいの向上
・高齢者の社会参加の促進と孤立感の軽減
・地域コミュニティの活性化

【方向性】

高齢者が身近な地域で生きがいづくり積極的に取り組み、また、自らの経験や能力を生かし、文化・スポーツ活動や生きがいづくり活動を行うことができるよう、潜在的なニーズの発掘、多様な主体との連携体制の強化、デジタル活用支援、そして時代に合わせたプログラム開発など、より効果的かつ持続可能な施策展開を目指します。

施策５　老人福祉センターの運営、シニアクラブ等の支援

（１）老人福祉センターの管理・運営

市内に2か所設置している老人福祉センターにおいて、高齢者が生きがいのある生活を送れるよう、個人やグループで活動を行える場の提供や各種講座の開催等を行います。

各種活動の中で、介護等が必要になりそうな利用者の早期発見に努め、地域包括支援センター等へつなげる体制の強化を図ります。

（２）シニアクラブ等への助成

各シニアクラブが実施する社会奉仕活動や教養活動、スポーツ、レクリエーション活動の活動費を助成します。

高齢化が進んでいる一方で、シニアクラブの加入者数は年々低下傾向にあるため、潜在的な加入者を増やす施策を検討し、各クラブが存続できる体制づくりに努めます。

施策６　地域でのつながりと交流活動の支援

（１）高齢者のスポーツ参加への支援

健康維持・増進を目的として、市が主催するシニアスポーツフェスティバルやシニアクラブ連合会が主催する高齢者のスポーツ、レクリエーション活動などへの支援を行います。

熱中症対策など高齢者の体調面に留意し、安全な大会運営を実施します。

（２）ミニデイサービス（生きがい活動支援通所サービス）への支援

ミニデイサービス事業者に対し、事業運営費の一部の助成を行います。

心身機能の維持向上を目的としたレクリエーションや生活指導を通じて自立生活の助長や社会的孤立感の軽減を図ります。

スマホ教室等のデジタル機器の講習を充実させ、高齢者の社会的孤立感対策及びDX対応を推進します。

（３）高齢者地域交流室の運営・活用の促進

市内に2か所設置している高齢者地域交流室の運営・活用を促進することで、高齢者の介護予防や居場所づくりを行います。

各団体が心地よく使用できる環境づくりに努めます。

（４）シルバー人材センターへの支援

高齢者の能力や経験を活用できる機会づくりや高齢者の就労支援を目的として、公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターに対し、運営費の一部補助を行います。

（５）シルバーサロンの提供

地域の高齢者が自由に利用できる集いの場を提供することで、地域のコミュニティ形成及び介護予防の促進を図ります。利用者は増加傾向にあるため、引き続き高齢者の居場所として環境整備を行います。

（６）あさか学習おとどけ講座

地域包括支援センターや後見人制度、ACPなどの周知啓発のため、市や企業から市民の学習の場へお届けする「あさか学習おとどけ講座」制度の活用促進を図ります。

（７）世代間交流

老人福祉センターの自主事業として、老人福祉センターと児童館や放課後児童クラブとの交流会を開催します。

交流会の内容やプログラムについて、新しい取組を積極的に行えるように努めます。

（８）介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の把握と活用の検討【再掲】

民間企業や空き家の活用など、関係部署との連携を図り、市内各地域で幅広く介護予防の拠点ができるよう、地域資源マップを活用しながら、新たな地域の拠点機能の把握と活用に努めます。

施策目標Ⅱ　地域とつながり安心して暮らし続けられるまちづくり

施策の方向性４　認知症施策の推進【認知症施策推進計画】

【目指すべき姿】

・認知症の人や家族が認知症になっても安心して自分らしく暮らし続ける地域社会の実現
・認知症当事者の生活に関わる多様な主体による連携・協働

【方向性】

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人を含めた共生社会の実現を目指し、「新しい認知症観」のもと、認知症の人や家族の参画を重視し、理解促進、バリアフリー化、社会参加機会の確保、意思決定支援、サービス提供体制及び相談体制の整備を推進します。

施策７　認知症の人に関する理解の増進

（１）認知症サポーター養成の促進

地域に暮らす幅広い年齢層の人を対象に、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を図ることを目的とした、認知症サポーター養成講座を行い、支援者の拡充を図ります。また、サポーターになった人を対象に、ステップアップ講座を実施し、地域での支援を進めます。

さらに、地域の支援者を増やすため、民間企業などより多くの市民に参加してもらえるための工夫を検討します。

（２）認知症ケアガイドブック（認知症ケアパス）の活用の促進

認知症について、その発症予防、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、認知症の人や家族による早期発見と、適切な対応や相談支援につながるよう、認知症ケアガイドブック（認知症ケアパス）等の活用を促進します。

なお、認知症本人やその家族の声を取り入れた内容となるように留意します。

（３）認知症講演会の実施

「認知症になったら何もできなくなる」といった従来の固定観念（心理的バリア）を解消し、「認知症になってもできることや、やりたいことがある」という「新しい認知症観」に基づいた正しい知識と理解促進を図るため、講演会を実施します。

施策８　認知症の人の社会参加の推進

（１）認知症当事者の参加

市と地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、当事者の視点に立った情報の発信に努めます。

また、当事者の意思決定の支援及び権利利益の保護に向けた取組を行うとともに、認知症当事者や家族のもとに情報が届き、安心して話ができる事業や環境を整備していきます。

（２）チームオレンジの整備

認知症当時者やその家族が安心して暮らし続けていくことができるように、身近で気軽に行ける、また、理解者のいるチームオレンジの整備を行います。

（３）オレンジカフェ（認知症カフェ）の普及

認知症または認知症の疑いがある人や家族が気軽に集まり、交流や情報交換、介護相談を行うことで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、オレンジカフェ（認知症カフェ）を圏域ごとに開催します。

（４）認知症家族介護教室の開催

認知症または認知症の疑いがある高齢者やその家族の方々が、学び合い、支え合いをしながら交流する場として認知症家族介護教室を開催します。

（５）認知症介護家族のつどい（知恵袋）の開催

介護者同士が、介護に対する不安や困りごと等について話し合い、介護負担の軽減を図ることを目的に認知症介護家族のつどい（知恵袋）を開催します。

施策９　保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の充実

（１）認知症地域支援推進員の活用推進

市と地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員を活用し、認知症地域支援推進員連絡会等において、認知症に関する各種事業を検討し、取組を進めます。

（２）認知症初期集中支援の充実

認知症が疑われる方やその家族を早期にサポートするため、認知症サポート医と医療・介護の専門職が自宅を訪問し自立生活を支援する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、市内の医療機関及び認知症疾患医療センターと連携し、早期に適切な医療サービスにつなげられるよう、支援体制の充実を図ります。

（３）認知症チェッカーシステムの利用促進

パソコン、スマートフォンで気軽に認知症状をチェックできる認知症チェッカーシステムの利用を促進し、認知症の早期発見を図ります。

（４）ひとり歩き高齢者等位置検索サービス事業

道に迷うなどの行動のある高齢者等の家族に対し、位置検索を行う機器の貸与を実施し、介護する家族の身体的・精神的負担、経済的負担等の軽減に資する支援を行います。

（５）ひとり歩き高齢者見守りシール配付事業

認知症の症状等で行方不明になるおそれがある人を事前に登録し、早期発見、保護を目的にシールを配付し、介護する家族の身体的・精神的負担等の軽減を図ります。

なお、利用促進のための周知方法等の工夫を検討します。

施策 10　相談体制の充実

（１）相談体制の充実

個々の状況に応じた相談体制に加え、認知症の人、家族、地域関係者が互いに支え合い、交流できる相談体制を整備し、地域づくりを推進します。

公的相談機関とインフォーマルな交流の場との連携・協働を促進します。

（２）オレンジカフェ（認知症カフェ）の普及【再掲】

認知症または認知症の疑いがある人や家族が気軽に集まり、交流や情報交換、介護相談を行うことで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、オレンジカフェ（認知症カフェ）を圏域ごとに開催します。

（３）認知症家族介護教室の開催【再掲】

認知症または認知症の疑いがある高齢者やその家族の方々が、学び合い、支え合いをしながら交流する場として認知症家族介護教室を開催します。

（４）認知症介護家族のつどい（知恵袋）の開催【再掲】

介護者同士が、介護に対する不安や困りごと等について話し合い、介護負担の軽減を図ることを目的に認知症介護家族のつどい（知恵袋）を開催します。

（５）認知症初期集中支援の充実【再掲】

認知症が疑われる人やその家族を早期にサポートするため、認知症サポート医と医療・介護の専門職が自宅を訪問し自立生活を支援する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、市内の医療機関及び認知症疾患医療センターと連携し、早期に適切な医療サービスにつなげられるよう、支援体制の充実を図ります。

施策の方向性５　生活支援体制の整備

【目指すべき姿】

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の実現
・地域における孤立・閉じこもり等の防止及び重度化予防
・地域コミュニティの活性化とレジリエンス（回復力）の向上

【方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を実現するため、地域の実情に応じた柔軟な支援体制の構築、住民参加の促進、関係機関との連携強化、情報共有の効率化を推進します。また、各協議体の活動支援の継続・強化、新たな通いの場の開拓、情報発信の強化を図ります。

また、高齢者だけでなく、障害者やこどもなど、問題の複雑化・複合化に対応することが求められるため、本市で実施している重層的支援体制整備事業を踏まえた、地域包括支援センターの役割機能の強化を図ります。

施策 11　地域ケア・生活支援体制の充実

（１）第２層協議体の活動支援

圏域ごとに配置された生活支援コーディネーターと連携し、第2層協議体で把握された地域の課題に対する取組の検討を支援します。

高齢者の地域生活における課題やニーズを共有し、支え合いの体制づくりを行う住民の話し合いの場を確保します。

（２）第１層協議体の開催

第2層協議体で把握された課題から見えてくる市全域の地域課題に対する取組や、つながりづくりを推進する取組を共有・検討するため、第1層協議体を開催します。

（３）自治会・町内会との連携の促進

第1・2層協議体の活動等を通じて、地域とのつながりづくりの重要性に関する意識向上を図るとともに、地域のコミュニティの要である自治会・町内会との連携を進めます。

（４）地域助け合い活動の担い手の支援

より多くの住民主体の活動が立ち上がるよう支援するとともに、地域の助け合い活動の担い手が関係機関と連携し、活動継続できるよう支援します。

（５）市民向け講座の開催

対象を高齢者に限定しない市民向け講座を開催し、地域包括支援センターが把握する地域のニーズに応じて、計画的に実施します。

（６）自立支援型地域ケア会議の開催

自立支援型地域ケア会議を開催し、地域包括支援センターおよび居宅介護事業所のケアマネジャーが担当する個別ケースの支援について、専門多職種で構成するアドバイザーから助言を得て、個別課題の解決やケアマネジャーの資質向上を目指します。また、個別事例を通じて地域課題の把握に努めます。

（７）地域ケア推進会議の開催

自立支援型地域ケア会議などから把握した地域課題を分析し、地域で必要な資源等を検討するため、多職種や地域の関係者等で組織する地域ケア推進会議を開催します。

把握した問題について、関係機関と連携して解決を目指します。

（８）家庭ごみ訪問収集事業

自らのごみを、ごみ集積所に持ち出すことが困難な世帯に対して、戸別に訪問収集を実施します。

より多くのごみ出しに困った人が利用できるよう、周知と受付を行っていきます。

施策 12　切れ目のない支援・サービス提供体制の整備

（１）他機関等との連携体制の整備

高齢者の自立支援・重度化防止の推進に向けて、切れ目のない支援・サービスが提供できるよう、医療職や介護職、庁内関係部署のほか、地域の活動団体や自治会・町内会、民生委員・児童委員等と連携する体制を強化します。

利用希望者の複雑・複合化したニーズに対応するため、引き続き関係機関等と連携を図るとともに、新たな通いの場を開拓し、多くの場の提供や紹介を行っていきます。

（２）地域生活支援情報の見える化

GIS（地理情報システム）を活用し、地域包括支援センター及び介護施設や福祉避難所の場所、市内活動団体の活動場所など、地図上で誰もが簡単に情報を取得できる仕組みを構築することで、充実した情報の提供に努めます。

施策 13　地域包括支援センターの役割機能の強化

（１）地域包括支援センターの職員専門性の強化

高齢者人口の増加に伴い、業務の増加や相談の複雑・複合化に対応するため、地域包括支援センター職員が参加できる研修機会の創出を通じて、職員のスキルアップを図り、体制強化につなげます。

（２）包括的総合相談の実施

地域共生社会の実現に向け、分野を超えた地域の生活課題に対する包括的総合相談を実施し、関係機関と連携した重層的かつ複合的な支援に取り組みます。

令和8年度から開始された重層的支援体制整備事業の推進に当たり、庁内関係課及び関係機関との連携を強化した上で、包括的総合相談に取り組んでいきます。

（３）居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等による一定の関与をした上で、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定や、居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの直接実施を進めます。

（４）頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業の対象として明確化されたことを踏まえ、重層的支援会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進し、課題解決を進めます。

（５）リハビリテーションサービスの提供体制の構築【再掲】

高齢者の生活機能の維持・向上を図り、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要であることから、関係機関等と連携してサービス提供体制の構築に努めます。

（６）事業評価の活用及び事業の継続

全国統一指標による評価結果の活用やPDCAの充実により、欠けている部分等がないか現状分析を行い、不足部分を補うことで機能強化を図ります。

また、災害等の際も、各地域包括支援センターにて整備しているマニュアルや業務継続計画（BCP）により事業の継続ができるよう、適宜、見直しを行います。

施策の方向性６　地域での見守り体制の充実

【目指すべき姿】

・地域における高齢者の社会的孤立の減少

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の整備

【方向性】

民間企業等との連携を通じて、地域における見守り活動の仕組みを強化していきます。また、従来の給付型から導入支援型への検討を含め、適切な支援につながるよう見守りサービスの効果的かつ持続可能な施策展開を目指します。

施策 14　民間企業等と連携した地域見守りシステムの構築

（１）配食サービス

配食事業者が、栄養バランスの取れた昼食を配達する際に、利用者の安否確認を行います。

（２）新聞販売店見守り活動

新聞販売同業組合と協力し、新聞配達・集金時の見守り、異変時の通報、市への連絡、地域包括支援センターとの連携、緊急時の警察等への通報を行う活動を継続します。

（３）民間企業による見守り活動の支援

見守り協定を締結している企業による高齢者の見守り活動を行います。また、新たな企業との締結を行うなど、活動の拡充を図ります。

（４）訪問見守りサービス

ひとり暮らしの高齢者の自宅に、見守り事業者が訪問し、安否確認と生活状況を確認し、写真やメッセージとともに家族等にメールでお知らせします。

施策 15　安心できる見守り支援事業

（１）安心見守り連絡カードの配付

一人暮らしの高齢者に対し、緊急連絡先等の情報を記入したカードを配付し、冷蔵庫等に貼付することで、緊急時に救急隊員等へ迅速に情報伝達が可能となるように実施します。

（２）緊急通報システム事業

脳疾患等を持つ一人暮らしの高齢者に対し、ボタン一つで消防署に通報できる機器を無料で提供します。

固定電話以外での利用方法の検討を行い、利用者の増加に努めます。また、契約方法の見直しによる契約内容の簡素化を図ります。

（３）安心見守り通報システム事業

日常生活に不安を感じる一人暮らしの高齢者等に対し、ボタン一つで消防署に通報できる機器を有料で提供します。

（４）見守りライトサービス

ひとり暮らしの高齢者の自宅に、通信機能付きの電球を設置し、電球の点灯・消灯が一定時間ない場合、家族等にメールでお知らせします。

（５）ひとり歩き高齢者等位置検索サービス【再掲】

徘徊行動のある認知症の人の家族に対し、徘徊時の位置検索を行う機器の貸与を実施し、介護する家族の身体的・精神的負担、経済的負担等の軽減に資する支援を行います。

（６）ひとり歩き高齢者見守りシール配付事業【再掲】

認知症の症状等で行方不明になるおそれがある方を事前に登録し、早期発見、保護を目的にシールを配付し、介護する家族の身体的・精神的負担等の軽減を図ります。

なお、利用促進のための周知方法等の工夫を検討します。

施策の方向性７　安定した住まいの確保の推進

【目指すべき姿】

・生活満足度の全体的な向上や主体的な生活を送れる高齢者の増加など、高齢者の QOL（生活の質）の向上

・地域における高齢者の孤立死の防止

【方向性】

高齢者が地域でそれぞれの生活ニーズに合った住まいで、生活支援サービスを利用しながら尊厳を確保した生活を送ることは、保健、医療、介護等のサービス提供の前提となります。そのため、個人が確保する住宅に加え、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいが、地域ニーズに応じて適切に供給されるように、環境を整備します。

施策 16　老人福祉法に基づく施設サービスの提供

（１）養護老人ホームへの入所支援

環境上又は経済的理由により、居宅での養護が困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所を支援し、自立した日常生活を送れるようにします。

施策 17　その他の高齢者の多様な住まいの確保に向けた支援

（１）高齢者住宅の提供または住替家賃補助

民間アパート等に居住する高齢者が、建物の老朽化等を理由に転居を求められた際に、住宅の提供または家賃の一部助成を行うことで、生活の安定を図ります。

高齢者住宅の居住者は基本的に単身者が多いため、効果的な見守りサービスを活用し、居住者の生活をより安定させます。

（２）住宅改善費の助成

居室等の改修が必要な場合、介護保険の住宅改修支給限度額を超えた費用に対し助成します。また、介護保険で非該当（自立）と判定された方や介護保険未申請者でも、介護予防の必要性が認められる場合に改修費用の一部を助成します。

（３）住宅確保に向けた情報提供の整備

関係部署との連携により、住宅支援に関する情報提供等を拡充し、住宅確保要配慮者等への支援を進めます。

居住支援法人に委託して居住支援相談を実施します。総合相談の中で、一体的に取り組みます。

（４）高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの情報提供

地域包括支援センター等と連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなど、多様な住まいの情報提供に努めます。

（５）住まいと生活の支援の一体的な実施

生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施します。

施策の方向性８　災害時支援体制の整備

【目指すべき姿】

・災害時における避難行動要支援者の被害（死傷、孤立など）の軽減
・地域全体の防災力・減災力の向上
・共助による地域コミュニティの活性化とレジリエンス（回復力）の強化

【方向性】

近年の災害の発生状況や、南海トラフ地震等の切迫する災害リスク、感染症の流行を踏まえ、介護施設等との連携を密にし、防災・感染症対策に関する周知啓発、研修、訓練の実施、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、施設・設備整備支援、関係団体との連携による支援・応援体制の構築を行います。

なお、災害に備えた体制整備に当たっては、圏域や市内にとどまらない広域的な連携・協働も重要であることから、県との連携をより強化しながら推進します。

施策 18　防災体制の支援

（１）家具転倒防止器具等設置費の補助

災害時に家具の転倒や窓ガラスの飛散による被害を防止するため、65 歳以上のみで構成される高齢者世帯等に対し、家具転倒防止器具等の設置工事費用の一部を補助します。

今後の利用者数の推移を踏まえながら、事業の在り方について検討を行います。

（２）平時からの防災対策の推進

指定福祉避難所をはじめ、災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携しつつ、介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な支援を行うなどの取組を推進します。

（３）感染症予防対策の推進と支援

会議や研修会、地域活動など、不特定多数が集まる高齢者福祉及び介護保険の各種事業において、感染症予防対策を推進するとともに、介護事業所の感染症予防対策を支援します。

感染症対策について、適宜事業所の支援・指導に努めるとともに、県の補助制度や市独自の交付金等の活用を検討します。

施策 19　地域や関係機関との連携の強化

（１）避難行動要支援者台帳の活用

災害発生時の避難行動を迅速に進めるため、避難行動要支援者台帳への登録を推奨します。また、自治会・町内会や近隣住民との日頃からのつながりづくりを促進し、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との情報共有を通じて、関係機関と連携した支援体制の構築を進めます。

（２）地域との連携の推進

災害対応においては地域との連携が不可欠であることから、避難訓練等の実施に当たり地域住民の参加が得られるよう、普段から地域と密に関わりを持ち、有事の際に介護施設と地域が迅速に協力し合える体制を推進します。

施策目標Ⅲ　ともに支え合い安心して介護が受けられるまちづくり

施策の方向性９　介護保険制度の適切な運営

【目指すべき姿】

・持続可能で質の高い介護保険サービス提供体制の確立
・介護保険制度の持続可能性の確保

【方向性】

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、質・量ともに適正なサービス提供の維持・確保に努めます。持続可能な介護保険制度にしていくため、要介護認定や給付の適正化を継続して実施します。

施策 20　介護保険サービスの提供

（１）居宅（介護予防）サービスの実施

居宅サービスは、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、自宅内で、または、自宅から通って利用する介護サービスのことをいいます。

主な居宅サービスは、以下のとおりです。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
③訪問看護・介護予防訪問看護
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
⑥通所介護（デイサービス）
⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入
⑫居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修
⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）
⑭居宅介護支援・介護予防支援
⑮登録施設介護支援

（２）地域密着型（介護予防）サービスの実施

地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活していくため提供されるサービスです。原則として、サービスの利用は本市の介護保険被保険者の方に限られます。

本市で実施する主な地域密着型サービスは、以下のとおりです。本計画期間では、「看護小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備を目指します。

また、県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことなどを通じ、隣接自治体との連携による必要なサービスの確保を図ります。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
⑦地域密着型通所介護・療養通所介護

（３）施設サービスの実施

施設サービスは、自宅での介護が困難な場合、施設に入所して受ける介護サービスのことをいいます。

主な施設サービスは、以下のとおりです。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
②介護老人保健施設
③介護医療院

施策 21　介護給付適正化の実施

（１）要介護認定の適正化

認定調査員・認定審査会委員に研修の機会を提供するとともに、すべての認定調査の内容について、点検・確認を行います。また、オンラインでの認定審査会を実施することで効率化と認定審査会委員の負担軽減を図ります。

（２）ケアプラン点検

介護給付を必要とする高齢者が真に必要とするサービスが位置付けられ、自立支援に資する計画となるよう、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用してケアプラン点検を実施するとともに、地域密着型サービス事業所が作成する介護計画書についても点検を実施します。また、点検結果を随時市内介護事業所に共有し、適切なサービスの提供とケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、住宅改修工事や福祉用具購入・貸与についても、実態確認や必要性の点検を行い、給付の適正化を図ります。

（３）医療情報との突合・縦覧点検の実施

介護サービス受給者の医療情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を防止します。また、介護サービス受給者ごとに複数月にわたる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行い、請求内容の誤りを早期に発見・処置する縦覧点検を実施します。

施策 22　適切なサービス利用の推進

（１）介護保険制度に関する普及啓発

市民向けの説明会開催などを通じ、制度の仕組みや介護予防の必要性について啓発します。

（２）介護保険料の納付に関する相談の実施

介護保険料が確実に納付されるよう、必要に応じて、支払いが困難な方に対する相談支援を行います。

また、ホームページや広報紙、SNS等を活用して、納付意識の向上と納付の必要性の理解促進に努めます。

（３）低所得者層への配慮

低所得者層における介護サービス利用料の負担感を踏まえ、適切な軽減策を実施します。

施策の方向性 10　介護保険サービス基盤の充実

【目指すべき姿】

・介護分野の従事者の増加、介護人材の定着

・事業者の経営安定化、サービス提供体制の維持・向上

【方向性】

介護保険サービス基盤の充実を図るため、介護事業者の事業継続の支援や事業者間の連携支援等を引き続き実施します。

また、県と連携をより密にしながら、質の高い介護人材の安定的な確保と、生産性向上による介護サービスの質向上、介護職員の負担軽減を図ります。

施策 23　介護テクノロジーの活用・介護事業者支援の推進

（１）介護事業者に対するＩＣＴ等の活用の推進

介護従事者の負担軽減、働きやすい職場環境の整備を図るため、県が実施する介護テクノロジーの導入に係る補助制度の周知とともに、介護事業者に対する研修の実施を検討し、ICT機器などの活用を推進します。

（２）介護事業者の事業継続の支援

各種報酬加算の内容・算定要件等を事業者に周知し、適宜助言を行います。また、災害発生時にも事業が継続できるよう必要に応じ支援します。

（３）介護事業者に対する運営指導・集団指導の実施

利用者の保護と適正な介護保険事業の運営のため、運営指導（事業所への検査）及び集団指導（制度改正等の情報提供）を実施します。

（４）事業者間の連携支援

介護事業者間の連携を推進するため、集団指導等の機会を活用し、情報共有を図ります。

地域密着型サービス事業所同士の連携、同一サービス種別同士の意見交換・情報共有ができる場の検討を行います。

（５）介護情報利活用事業の推進

被保険者や介護サービス事業者、医療機関などの関係者が、要介護認定やケアプランなどの介護情報を電子的に共有・活用するための情報基盤（介護情報基盤）を整備・運営する介護情報利活用事業を推進します。

施策 24　介護人材の確保・育成・定着支援

（１）介護に関する入門的研修の開催

介護職に関心を持つ介護未経験者に対し、基本的な知識を習得するための研修である入門的研修を行い、介護分野への参入を促進します。

研修修了者や介護未経験者による介護事業所での「お試し就業」機会の創出を検討します。

（２）介護未経験者と介護事業者とのマッチング支援

介護未経験者と介護施設・サービス提供事業者との就労マッチング支援を行い、介護人材の確保に努めます。

（３）人材確保のための啓発

介護施設などへの就業が促進されるよう、就業希望者に対する取組への協力を行います。

介護の仕事のイメージアップを図り、就業希望者の増加を図ります。

（４）働きやすい職場環境づくりの支援

介護事業者における処遇改善の状況やハラスメント対策への取組などについて助言、指導するとともに、介護テクノロジーの活用を促進し、働きやすい職場環境に向けた支援を行います。

（５）介護人材の定着支援

介護事業所に就業して間もない従事者の定着を支援するため、介護に関する基礎的な知識や技術などを学ぶ研修の開催や他の介護事業者の従事者との仲間づくりができるような意見交換会や交流会の実施を検討します。

（６）県や関係団体との連携による推進

県の介護人材の需給推計結果を踏まえ、人材確保に向けて、県と連携して重点的に取り組む事項を定め、推進します。

介護の関係団体と連携して、介護従事者のスキルアップなどに資する研修の開催を検討します。

施策目標Ⅳ　住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり

施策の方向性 11　高齢者の権利擁護の推進

【目指すべき姿】

・高齢者の権利が擁護され、尊厳を持って安心して暮らせる地域社会の実現
・地域における支え合い機能の強化

【方向性】

高齢者の権利擁護を推進するため、認知症や障害についての理解を深めるための普及啓発活動の充実に努めるとともに、様々な機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。

施策 25　成年後見制度の普及と相談体制の充実

（１）市民向け講座の開催

成年後見制度に関する市民向け講座を開催し、制度の周知を図るとともに、DVDの貸出を通じて自宅での学習機会を提供します。

より多くの参加者が得られるように、周知方法等について検討します。

（２）成年後見制度の利用支援と相談体制の充実

地域共生社会課及び市社会福祉協議会で制度に関する相談に引き続き対応します。相談の中で専門的助言が必要な場合には、専門職による相談（成年後見相談事業）において対応します。法人後見については、朝霞市社会福祉協議会で実施しています。

相談の中で専門性を必要とする内容については、適切に専門相談へつなげていきます。

また、中核機関の設置によって、適切な後見人候補者を選定する体制を整備します。

（３）身寄りのいない高齢者への支援

判断能力の不十分な人で、財産管理や身上監護を要しているものの、身寄りの方がいない場合に、市長による法定後見の開始の審判の申立てを行うとともに、成年後見人等の報酬を助成します。

施策 26　高齢者虐待防止の推進

（１）虐待防止研修会の開催

高齢者虐待についての正しい理解と、虐待の早期発見・早期対応に向けて、介護サービス事業者を対象とした研修会・講演会などを実施し、広く啓発を行います。

（２）虐待防止体制の整備

介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するため、虐待防止研修会を開催します。

また、虐待防止に係る取組や対応の向上に資するため、介護事業者同士が意見交換、情報共有ができる場などを検討します。

（３）虐待の発見時の対応

高齢者虐待を発見した（通報を受けた）ときには、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、迅速な実態調査などを通じて高齢者の安全を確保します。

また、養護者による虐待の場合には、養護者を支援することにより虐待の解消を図ります。

（４）養護者に該当しない同居者等からの虐待の対応

養護者に該当しない同居者等からの虐待については、地域支援事業における権利擁護事業や、包括的相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みを通じ、虐待防止を推進します。

施策 27　高齢者を詐欺などから守る支援

（１）消費者被害の防止

各地域包括支援センターにおいて、地域住民からの相談を受け、警察や消費生活相談等につなぐなど、被害解決に向けたサポートを行います。また、詐欺被害防止のための講座を開催するなど、啓発や周知活動を行います。

（２）権利擁護が必要なケースの早期発見

権利擁護に関する様々な研修会等に参加し、平時から関係機関との情報共有を図り、権利擁護が必要なケースの早期発見・早期対応に努めます。

地域包括支援センターをはじめ、関係機関と引き続き綿密に情報共有し合い、権利擁護を必要とする人に成年後見制度をはじめとした制度案内を適切に行います。

施策の方向性 12　自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

【目指すべき姿】

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境の実現

・高齢者の重度化の抑制・防止

【方向性】

今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、これらの高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りといった様々な局面において、在宅医療・介護連携を推進していきます。

また、地域包括支援センターによる総合相談支援機能の活用、重層的支援体制整備事業による伴走支援など、関係機関による支援とその連携を通じて、介護を必要とする高齢者だけでなく、家族介護者自身の生活の質の向上に資する支援を進めます。

施策 28　在宅医療・介護連携の推進

（１）在宅医療・介護連携推進会議の開催

地域包括ケア支援室を中心に、関係団体の代表者が参画し、市の取組の方向性や具体的な事業について協議するとともに、より充実した連携体制の整備を目指します。

（２）多職種合同研修及び意見交換会の開催

「地域ケアカフェあさか」や「医療と介護をつなぐ座談会」などの多職種合同研修会及び意見交換会を開催し、分野における制度や専門知識等の習得と職種や役割に対する理解を深めるなど、多職種間の交流と連携推進に取り組みます。

（３）情報共有の体制整備

「緊急時ワーキンググループ」で作成したマニュアルを活用するなど、医療情報と介護情報を速やかに共有し、円滑に支援できるよう体制整備に努めます。

（４）地域包括ケア支援室との連携強化

朝霞市、和光市、新座市、志木市の4市に共通する医療と介護の連携に係る課題解決に向けた取組を実施していくため、連絡会議などを通じて、在宅医療・介護連携拠点（地域包括ケア支援室）との連携強化を図ります。

（５）入退院支援ルールの活用の促進

医療と介護の切れ目のない支援を提供するため、要介護者等の入退院時に病院と在宅支援関係者が患者情報を共有する標準的なルールである「朝霞地区入退院支援ルール」の活用を促進するとともに、活用方法の検討及び活用しやすい形へと改善を行っていきます。

（６）人生のエンディングを考える機会の創出

自分らしく尊厳を持って、人生の最終段階をどう迎え、どう生きるかを考える機会を創出し、必要な情報を提供できるよう医療などの関係機関と連携して取り組み、医療と介護の連携の意義や必要性、ACP（人生会議）などについて、おとどけ講座等により市民への意識啓発を行います。

4市及び地域包括ケア支援室において、「ACP研修会」を実施します。

（７）県との協議による在宅医療・介護連携の推進

県との認識を合わせた上で、協力医療機関を定めていない高齢者施設等のリスト化等により、高齢者施設等と協力医療機関の連携に向けた体制の整備を協議します。

また、慢性期の医療需要に対する医療やケアが行われていると考えられる医療機関、介護保険施設等、在宅の受け皿としての検討を行います。

施策 29　家族介護者への支援の充実

（１）ひとり歩き高齢者等位置検索サービス事業【再掲】

道に迷うなどの行動のある高齢者等の家族に対し、位置検索を行う機器の貸与を実施し、介護する家族の身体的・精神的負担、経済的負担等の軽減に資する支援を行います。

（２）ひとり歩き高齢者見守りシール配付事業【再掲】

認知症の症状等で行方不明になるおそれがある方を事前に登録し、早期発見、保護を目的にシールを配付し、介護する家族の身体的・精神的負担等の軽減を図ります。

なお、利用促進のための周知方法等の工夫を検討します。

（３）紙おむつ支給事業

在宅で寝たきり又は重度の認知症の高齢者に対して紙おむつを支給し、本人及び介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

（４）車いすの貸出

ケガなどで一時的に車いすが必要になった高齢者に、2週間を限度に車いすの貸出を行います。

（５）ねたきり老人等手当の支給

65 歳以上で6か月以上寝たきりまたは重度の認知症の状態にある方や家族の経済的負担を軽減するため、手当を支給します。

（６）介護者（ケアラー）の支援

介護、看護、日常生活上の支援等を行っている方（ケアラー）に対して、孤立や離職等に至らないよう、介護サービス等の効果的な活用を促し、相談支援を行います。障害・子育て等の複合的な内容についても、関係部署と連携して支援します。

施策 30　自立生活支援の推進

（１）高齢者等移送サービス

寝たきりまたは常時車いすを利用している高齢者等が、医療機関や介護保険施設等を利用する際の移送用車両の利用料金を補助し、経済的負担の軽減を図ります。

（２）訪問理美容サービス

加齢に伴う身体機能の低下や病気により理容・美容店への来店が困難な 65 歳以上の在宅高齢者に対し、理容・美容師が訪問する際の出張料金を負担します。

（３）高齢者入浴助成

自宅に入浴設備がない高齢者に、公衆浴場で利用できる入浴券を交付し、生活環境の向上を図ります。

施策 31　外出支援の充実

（１）新たな外出支援策についての検討

※現在、実証実験中のため、関係部署間で施策内容を調整・検討中

（２）ウォーカブルなまちづくりの推進

※現在、関係部署間で施策内容を調整・検討中